

第9章 自衛隊の行う国民保護措置（その2）

5 国民保護措置の実施内容

武力攻撃事態または緊急対処事態において、次のような国民保護措置又は緊急対処保護措置を行うことが期待されている。

（1）住民の避難

警報の発令や避難の指示等に資する情報を収集し提供すると共に関係機関と調整して避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握など）や運送等を実施する。この他、自衛隊の駐屯地、基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整手続き等を実施する。

（2）避難住民等の救援

人命救助（捜索、救助、応急医療の提供等）を中心に、必要に応じて生活支援関係の支援（炊き出し、給水、救援物資の輸送等）を実施するほか、防衛庁の施設の救援のための使用許可、安否情報の収集・提供を行う。

（3）武力攻撃災害への対処等

被害状況の確認（モニタリング支援等）、人命救助（前述に同じ）、被害拡大の防止（周辺住民の退避支援、消火・水防等）、NBC 攻撃等による危険物質の除染等を行う。

この他、生活関連施設等の安全確保の支援（指導、助言、職員の派遣等）や武力攻撃災害などの応急の復旧（危険な瓦礫（がれき）の除去、施設などの応急復旧、汚染の除去など）である。

6 国民保護等派遣時の権限等

（1）警察官などに準じた権限

国民保護等派遣が発令される事態においては混乱が予想されるため、災害派遣時の権限に、警察官などがその場にいない場合に限り、警察官職務執行法の犯罪の予防及び制止（警職法第5条）、武器の使用の権限（警職法第7条）を行使することができる。

（2）市町村長などに準じた権限

国民保護等派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長などがその場にいない場合に限り、退避の指示、応急公用負担、警戒区域の設定、住民などに対する協力要請などの権限を行使することができる。

7 関係機関との連携協力体制の確立等

（1）平素からの連携・協力体制の確保等

- 中央：関係する指定行政機関と、地方：地方公共団体と
- 既存の連絡協力体制を活用して
- 総監等：都道府県及び市町村協議会の委員に任命された協議会委員たる隊員を通じ

●国民保護計画の作成・変更や避難実施要領のパターンの作成・見直しについて必要の応じ可能な協力を行う。平素から確認しておくべき事項についても情報交換や意見交換

●部隊等の長や地域協力本部長も

(2) 対策本部への隊員の派遣等

対策本部が設置された場合には、予め指定された隊員を直ちに派遣する。

尚、参考までに法38条（都道府県協議会の設置等）及び法40条（市町村協議会の組織）において、「国民保護のための措置に関し知識又は経験を有する者」を協議会の委員に任命することが出来ることとされており、退職自衛官の活用が望まれる。

8 措置を実効あらしめる為の地方組織の改編(平成18年7月31日)

陸自方面総監部：政策補佐官、地域連絡調整課の新設

地方連絡部：地方協力本部へ改称、総務課に国民保護・災害対策連絡調整官の新設

これらの改編によって、自衛隊と地方公共団体との連携協力がより深化するものと期待される。